

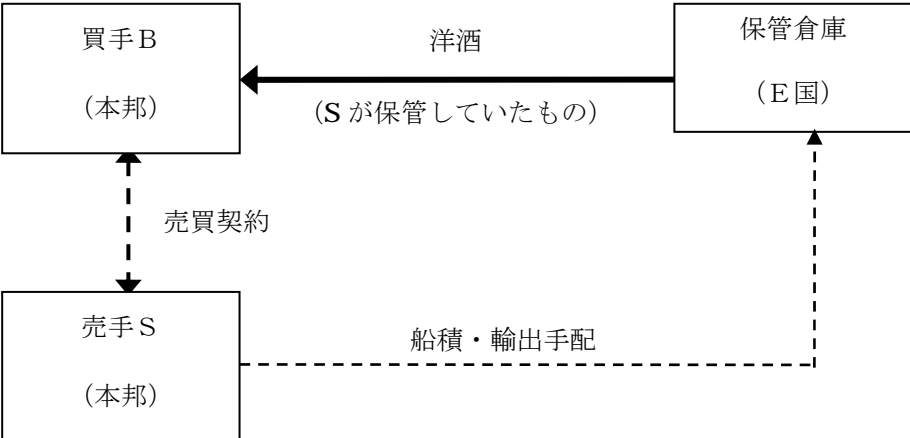
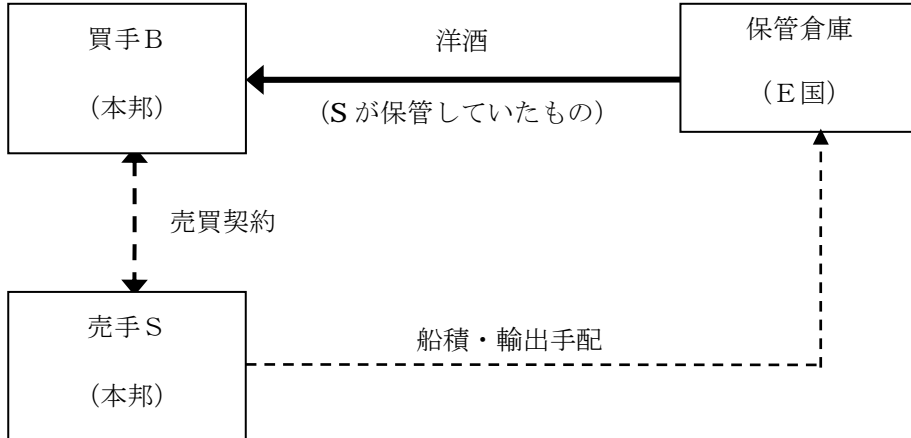
## 新旧対照表

【関税評価に関する取扱事例について（平成 19 年 6 月 26 日財関第 876 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">関税評価に関する取扱事例</p> <p>1. 関税定率法第 4 条関係</p> <p>(1) 関税定率法第 4 条第 1 項関係</p> <p>イ 関税定率法第 4 条本文関係</p> <p>(イ) 関税定率法第 4 条第 1 項に規定する「輸入取引」について</p> <p>(事例 1) 輸入貨物（洋酒）が本邦に所在する買手と売手との間の 売買契約に基づき外国から本邦へ<u>輸入</u>される場合（勧告的 意見 14.1（事例 2））</p> <p>(事例 2) 輸入貨物（小麦）が第三国の積替港において売手により 小売用に包装された後に本邦に輸入される場合（勧告的 意見 14.1（事例 3））</p> <p>(事例 3) 輸入貨物（ホテルの備品）が外国から本邦へ<u>輸入</u>される 前に当該貨物について複数の売買が行われる場合（勧告的 意見 14.1（事例 5））</p> <p>(事例 4) 本邦に所在する買手が購入した外国貨物（椅子）の一部 が直ちに本邦に輸入され、残りが本邦に所在する第三者 に再販売後に輸入される場合（勧告的意見 14.1（事例 6））</p> <p>(事例 5) 加工契約に基づき輸入される輸入貨物（防弾仕様車）に 係る課税価格の計算方法（事例研究 5.1）</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ク (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>2. ～ 4. (省略)</p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">関税評価に関する取扱事例</p> <p>1. 関税定率法第 4 条関係</p> <p>(1) 関税定率法第 4 条第 1 項関係</p> <p>イ 関税定率法第 4 条本文関係</p> <p>(イ) 関税定率法第 4 条第 1 項に規定する「輸入取引」について</p> <p>(事例 1) 輸入貨物（洋酒）が本邦に所在する買手と売手との間の 売買契約に基づき外国から本邦へ<u>輸出</u>される場合（勧告的 意見 14.1（事例 2））</p> <p>(事例 2) 輸入貨物（小麦）が第三国の積替港において売手により 小売用に包装された後に本邦に輸入される場合（勧告的 意見 14.1（事例 3））</p> <p>(事例 3) 輸入貨物（ホテルの備品）が外国から本邦へ<u>輸出</u>される 前に当該貨物について複数の売買が行われる場合（勧告的 意見 14.1（事例 5））</p> <p>(事例 4) 本邦に所在する買手が購入した外国貨物（椅子）の一部 が直ちに本邦に輸入され、残りが本邦に所在する第三者 に再販売後に輸入される場合（勧告的意見 14.1（事例 6））</p> <p>(事例 5) 加工契約に基づき輸入される輸入貨物（防弾仕様車）に 係る課税価格の計算方法（事例研究 5.1）</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ク (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>2. ～ 4. (同左)</p>

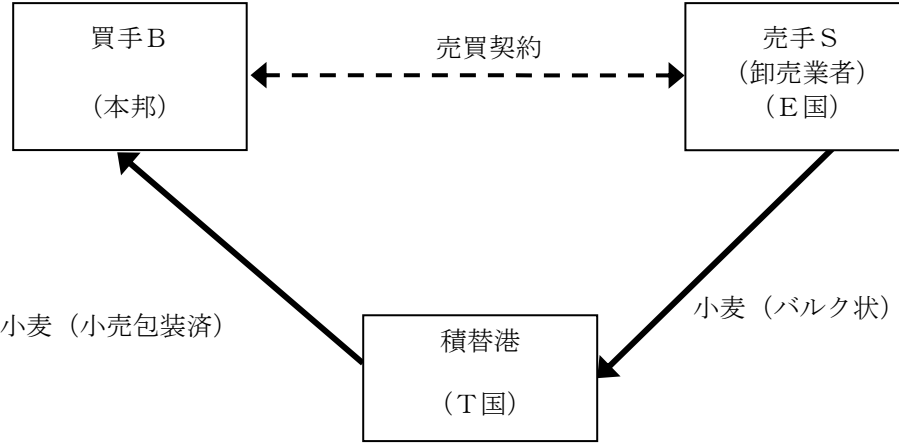
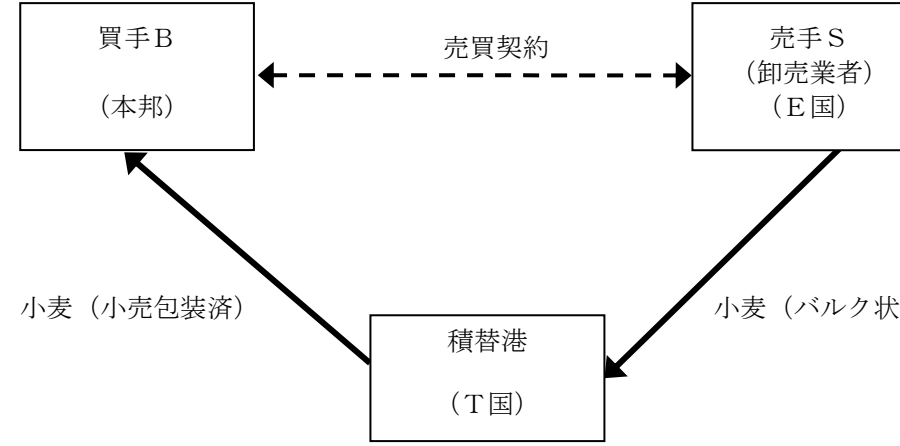
新旧対照表

改正後	改正前
<p>(事例1) 輸入貨物(洋酒)が本邦に所在する買手と売手との間の売買契約に基づき外国から本邦へ<u>輸入</u>される場合</p>	<p>(事例1) 輸入貨物(洋酒)が本邦に所在する買手と売手との間の売買契約に基づき外国から本邦へ<u>輸出</u>される場合</p>
	
<p><b>【事実関係】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本邦の買手Bは、特殊関係にない本邦の売手Sと締結した売買契約に基づき、売手SがE国において保管している洋酒を購入(輸入)する。</li> <li>2. 上記売買契約に基づき、売手Sは、上記洋酒のE国からの船積み及び輸出に必要な手配を行い、当該洋酒は買手Bにより本邦に輸入される。</li> </ol> <p><b>【問】</b></p> <p>上記輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、本邦に所在する買手Bと売手Sとの間の売買は、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められるか。</p> <p><b>【答】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 買手Bは、上記輸入貨物をE国から本邦へ引き取るために売手Sと売買契約を締結し、当該売買契約に基づき現実に当該貨物を輸入している。したがって、買手Bと売手Sとの間の売買は関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められる。</li> <li>2. なお、売買が特定の輸出国において行われる必要はなく、売手SがE国、本邦又は第三国のいずれに所在するかという事実は、輸入取引の認定</li> </ol>	<p><b>【事実関係】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本邦の買手Bは、特殊関係にない本邦の売手Sと締結した売買契約に基づき、売手SがE国において保管している洋酒を購入(輸入)する。</li> <li>2. 上記売買契約に基づき、売手Sは、上記洋酒のE国からの船積み及び輸出に必要な手配を行い、当該洋酒は買手Bにより本邦に輸入される。</li> </ol> <p><b>【問】</b></p> <p>上記輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、本邦に所在する買手Bと売手Sとの間の売買は、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められるか。</p> <p><b>【答】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 買手Bと売手Sとの間の売買は、上記輸入貨物を外国から本邦に向けて輸出することを目的として行われており、当該売買により当該貨物は外国から本邦へ現実に輸出されている。したがって、当該売買は関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められる。</li> <li>2. なお、売買が特定の輸出国において行われる必要はなく、売手SがE国、本邦又は第三国のいずれに所在するかという事実は、輸入取引の認定</li> </ol>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>には影響を与えない。</p> <p><b>【関係法令通達】</b> 関税定率法第4条第1項本文、関税定率法基本通達4-1</p> <p>注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。</p>	<p>には影響を与えない。</p> <p><b>【関係法令通達】</b> 関税定率法第4条第1項本文、関税定率法基本通達4-1</p> <p>注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。</p>

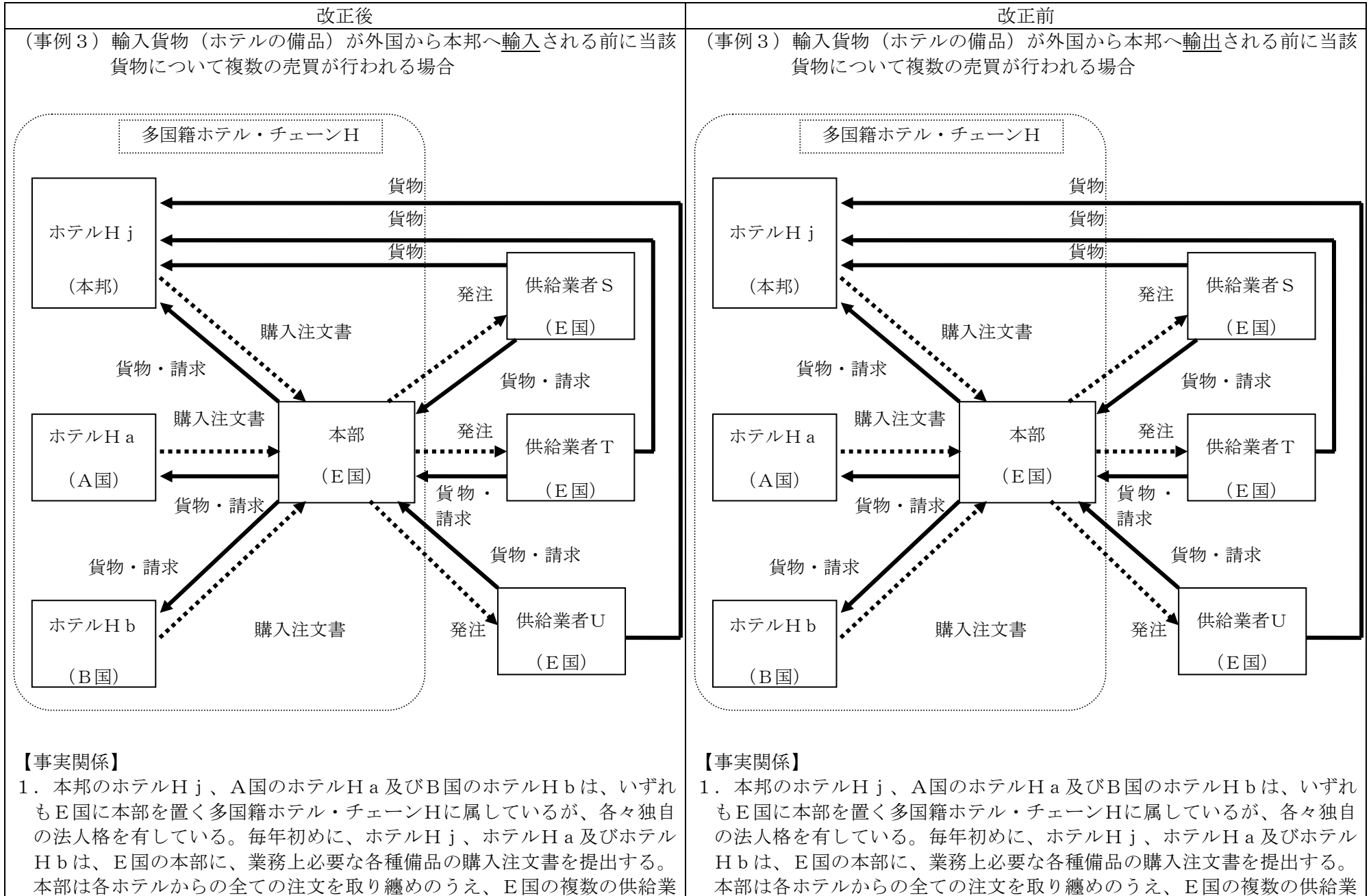
新旧対照表

改正後	改正前
<p>(事例2) 輸入貨物(小麦)が第三国の積替港において売手により小売用に包装された後に本邦に輸入される場合</p>  <p><b>【事実関係】</b> 本邦の穀物販売業者B(買手B)は、特殊関係にないE国の穀物卸売業者S(売手S)と締結した売買契約に基づき売手Sから小売用に包装された小麦を購入(輸入)する。当該輸入貨物は、E国からバルク状で船積みされた後、T国の積替港において売手Sの費用負担により容器詰め及び包装が行われた後、本邦に輸入される。</p> <p><b>【問】</b> 上記輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、買手Bと売手Sとの売買は、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められるか。</p> <p><b>【答】</b> 1. 買手Bは、上記輸入貨物を外国から本邦へ引き取るために売手Sと売買契約を締結し、当該売買契約に基づき、現実に当該貨物を輸入している。したがって、<u>買手Bと売手Sとの間の売買は関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められる。</u> 2. なお、輸出国がE国であるかT国であるかは、輸入取引の認定には影響を与えない。</p>	<p>(事例2) 輸入貨物(小麦)が第三国の積替港において売手により小売用に包装された後に本邦に輸入される場合</p>  <p><b>【事実関係】</b> 本邦の穀物販売業者B(買手B)は、特殊関係にないE国の穀物卸売業者S(売手S)と締結した売買契約に基づき、売手Sから小売用に包装された小麦を購入(輸入)する。当該輸入貨物は、E国からバルク状で船積みされた後、T国の積替港において売手Sの費用負担により容器詰め及び包装が行われた後、本邦に輸入される。</p> <p><b>【問】</b> 上記輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、買手Bと売手Sとの売買は、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められるか。</p> <p><b>【答】</b> 1. 買手Bと売手Sとの間の売買は、上記輸入貨物を外国から本邦に向けて輸出することを目的として行われており、<u>当該売買により当該貨物は外国から本邦へ現実に輸出されている。</u>したがって、<u>当該売買は関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められる。</u> 2. なお、輸出国がE国であるかT国であるかは、輸入取引の認定には影響を与えない。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p><b>【関係法令通達】</b>            関税定率法第4条第1項本文、関税定率法基本通達4-1</p> <p>注記            本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。</p>	<p><b>【関係法令通達】</b>            関税定率法第4条第1項本文、関税定率法基本通達4-1</p> <p>注記            本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。</p>

新旧対照表



新旧対照表

改正後	改正前
<p>者に発注を行う。</p> <p>2. 発注された備品は、供給業者から各ホテルに直接輸出される場合と、供給業者から本部に納品された後に本部から各ホテルに輸出される場合とがあるが、いずれの場合も供給業者は本部に対して請求書を送付し、本部から支払を受ける。本部は、供給業者からの購入価格に経費及び利潤を上乗せした額を各ホテルに請求し、各ホテルより支払を受ける。</p> <p><b>【問】</b> 本邦に所在するホテルH j が輸入する上記輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められるのは、ホテルH j と本部との間の売買か、本部と供給業者との間の売買か。</p> <p><b>【答】</b> 1. ホテルH j は、<u>上記輸入貨物をE国から本邦へ引き取るために本部に購入注文書を提出し、本部との売買に基づき現実に当該貨物を輸入している。したがって、ホテルH j と本部との間の売買が関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められる。</u> 2. <u>なお、E国に所在する本部と供給業者との間の売買は当該備品の国際移動をもたらすものではなく輸出国における国内取引である。</u></p> <p><b>【関係法令通達】</b> 関税定率法第4条第1項本文、関税定率法基本通達4-1</p> <p>注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。</p>	<p>者に発注を行う。</p> <p>2. 発注された備品は、供給業者から各ホテルに直接輸出される場合と、供給業者から本部に納品された後に本部から各ホテルに輸出される場合とがあるが、いずれの場合も供給業者は本部に対して請求書を送付し、本部から支払を受ける。本部は、供給業者からの購入価格に経費及び利潤を上乗せした額を各ホテルに請求し、各ホテルより支払を受ける。</p> <p><b>【問】</b> 本邦に所在するホテルH j が輸入する上記輸入貨物の課税価格を計算するにあたり、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められるのは、ホテルH j と本部との間の売買か、本部と供給業者との間の売買か。</p> <p><b>【答】</b> 1. 本部は供給業者から備品を購入した後、<u>当該備品を各ホテルに対して輸出することを目的として販売していることから、ともにE国に所在する本部と供給業者との間の売買は当該備品の国際移動をもたらすものではなく輸出国における国内取引である。</u> 2. ホテルH j と本部との間の売買は、<u>上記輸入貨物を外国から本邦へ輸出することを目的として行われており、当該売買により当該貨物は外国から本邦へ現実に輸出されている。したがって、当該売買が関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められる。</u></p> <p><b>【関係法令通達】</b> 関税定率法第4条第1項本文、関税定率法基本通達4-1</p> <p>注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。</p>

新旧対照表

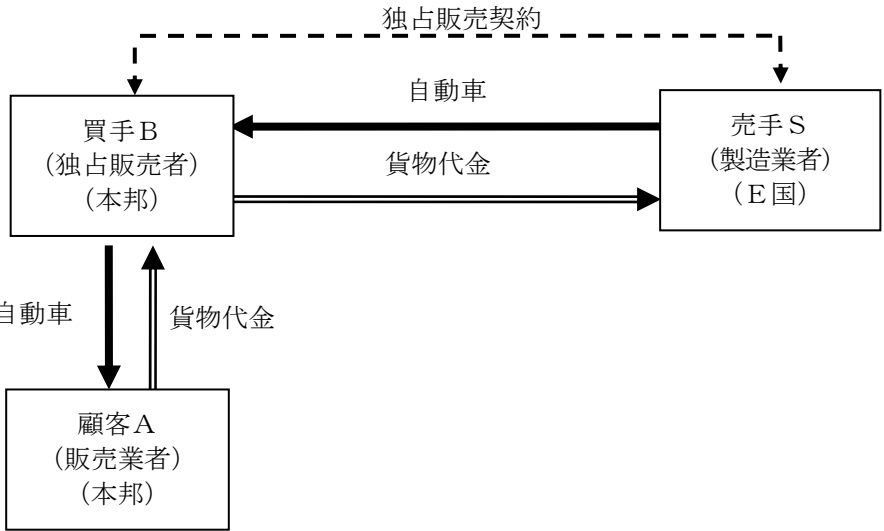
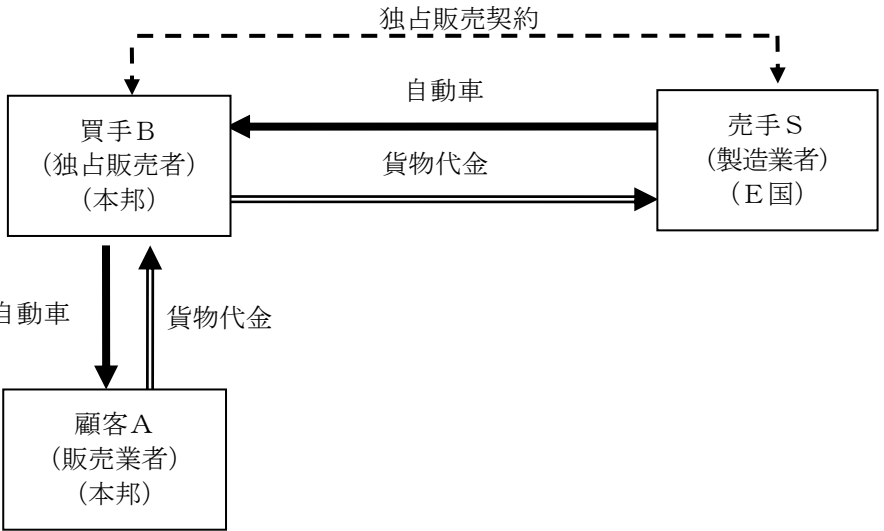
改正後	改正前
<p>(事例4) 本邦に所在する買手が購入した外国貨物(椅子)の一部が直ちに本邦に輸入され、残りが本邦に所在する第三者に再販売後に輸入される場合</p> <p>買手A (本邦) と 売手S (製造業者) (E国) の間には、買手Aから売手Sへ「貨物代金 ¥20,000×500脚」の支払いと、売手Sから買手Aへ「椅子 200脚」の送付が行われます。また、買手Aと買手B (本邦) の間には、買手Aから買手Bへ「椅子 300脚」の送付が行われます。売手Sと倉庫 (E国) の間には、売手Sから倉庫へ「椅子 300脚」の送付が行われます。倉庫と買手Bの間には、倉庫から買手Bへ「椅子 300脚」の送付が行われます。買手Bから買手Aへ「貨物代金 ¥25,000×300脚」の支払いが行われます。買手Aと買手Bの間には「売買契約 (椅子 300脚)」が結ばれています。買手Aと売手Sの間には「売買契約 (椅子 500脚)」が結ばれています。</p>	<p>(事例4) 本邦に所在する買手が購入した外国貨物(椅子)の一部が直ちに本邦に輸入され、残りが本邦に所在する第三者に再販売後に輸入される場合</p> <p>買手A (本邦) と 売手S (製造業者) (E国) の間には、買手Aから売手Sへ「貨物代金 ¥20,000×500脚」の支払いと、売手Sから買手Aへ「椅子 200脚」の送付が行われます。また、買手Aと買手B (本邦) の間には、買手Aから買手Bへ「椅子 300脚」の送付が行われます。売手Sと倉庫 (E国) の間には、売手Sから倉庫へ「椅子 300脚」の送付が行われます。倉庫と買手Bの間には、倉庫から買手Bへ「椅子 300脚」の送付が行われます。買手Bから買手Aへ「貨物代金 ¥25,000×300脚」の支払いが行われます。買手Aと買手Bの間には「売買契約 (椅子 300脚)」が結ばれています。買手Aと売手Sの間には「売買契約 (椅子 500脚)」が結ばれています。</p>
<p><b>【事実関係】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本邦の家具卸売業者A(買手A)は、特殊関係のないE国の製造業者S(売手S)と締結した売買契約に基づき、売手Sから椅子500脚を単価2万円で購入した。</li> <li>2. 買手Aは売手Sに対し、購入した椅子500脚のうち、200脚については本邦へ向けて買手Aを荷受人として輸出し、残りの300脚についてはE国内の倉庫に送るよう指図した。</li> <li>3. その後、買手Aは、特殊関係のない本邦の家具販売業者B(買手B)との間で、E国内の倉庫で保管していた椅子300脚を単価2万5千円で販売する契約を締結し、E国の倉庫業者に対し、当該椅子を本邦へ向けて買手Bを荷受人として輸出するよう指図した。</li> </ol> <p>(注) 上記の価格は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架</p>	<p><b>【事実関係】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本邦の家具卸売業者A(買手A)は、特殊関係のないE国の製造業者S(売手S)と締結した売買契約に基づき、売手Sから椅子500脚を単価2万円で購入した。</li> <li>2. 買手Aは売手Sに対し、購入した椅子500脚のうち、200脚については本邦へ向けて買手Aを荷受人として輸出し、残りの300脚についてはE国内の倉庫に送るよう指図した。</li> <li>3. その後、買手Aは、特殊関係のない本邦の家具販売業者B(買手B)との間で、E国内の倉庫で保管していた椅子300脚を単価2万5千円で販売する契約を締結し、E国の倉庫業者に対し、当該椅子を本邦へ向けて買手Bを荷受人として輸出するよう指図した。</li> </ol> <p>(注) 上記の価格は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架</p>



新旧対照表

改正後	改正前
<p>空のものである。</p> <p><b>【問】</b> 買手Aが輸入する上記輸入貨物（椅子 200 脚）及び買手Bが輸入する上記輸入貨物（椅子 300 脚）の課税価格を計算するにあたり、関税定率法第 4 条第 1 項に規定する「輸入取引」と認められるのは、売手Sと買手Aとの間の売買か、買手Aと買手Bとの間の売買か。</p> <p><b>【答】</b> 1. 買手Aによる輸入（椅子 200 脚） 買手Aは、<u>売手Sとの売買において、椅子 200 脚をE国から本邦へ引き取るために売手Sへ指図し、当該売買に基づき現実に当該貨物を輸入している。</u>したがって、<u>売手Sと買手Aとの間の売買（単価 2 万円）</u>が関税定率法第 4 条第 1 項に規定する「輸入取引」と認められる。</p> <p>2. 買手Bによる輸入（椅子 300 脚） 買手Aは、<u>売手Sとの売買において、椅子 300 脚をE国の倉庫へ送るよう</u>に指図していることから、椅子 300 脚の売買は本邦へ引き取ることを目的として行われた売買ではない。 <u>また、買手Aは現実に当該貨物を輸入していないことから、売手Sと買手Aとの間の売買（単価 2 万円）は関税定率法第 4 条第 1 項に規定する「輸入取引」と認められない。</u> 買手Bは、<u>当該貨物をE国から本邦へ引き取るために買手Aと売買契約を締結し、当該売買契約に基づき現実に当該貨物を輸入している。</u>したがって、<u>買手Aと買手Bとの間の売買（単価 2 万 5 千円）</u>が関税定率法第 4 条第 1 項に規定する「輸入取引」と認められる。</p> <p><b>【関係法令通達】</b> 関税定率法第 4 条第 1 項本文、関税定率法基本通達 4 - 1</p> <p>注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。</p>	<p>空のものである。</p> <p><b>【問】</b> 買手Aが輸入する上記輸入貨物（椅子 200 脚）及び買手Bが輸入する上記輸入貨物（椅子 300 脚）の課税価格を計算するにあたり、関税定率法第 4 条第 1 項に規定する「輸入取引」と認められるのは、売手Sと買手Aとの間の売買か、買手Aと買手Bとの間の売買か。</p> <p><b>【答】</b> 1. 買手Aによる輸入（椅子 200 脚） 売手Sと買手Aとの間における<u>売買（単価 2 万円）</u>は、椅子 200 脚を外国から本邦に向けて輸出することを目的として行われており、当該売買により<u>当該貨物は外国から本邦へ現実に輸出されている。</u>したがって、<u>当該売買が関税定率法第 4 条第 1 項に規定する「輸入取引」と認められる。</u></p> <p>2. 買手Bによる輸入（椅子 300 脚） 売手Sと買手Aとの間における<u>売買（単価 2 万円）</u>は、椅子 300 脚の外国から本邦への現実の輸出をもたらしていない。 買手Aと買手Bとの間における<u>売買（単価 2 万 5 千円）</u>は、当該貨物を外国から本邦に向けて輸出することを目的として行われており、当該売買により<u>当該貨物は外国から本邦へ現実に輸出されている。</u>したがって、<u>買手Aと買手Bとの間の売買が関税定率法第 4 条第 1 項に規定する「輸入取引」と認められる。</u></p> <p><b>【関係法令通達】</b> 関税定率法第 4 条第 1 項本文、関税定率法基本通達 4 - 1</p> <p>注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(事例5) ~ (事例33) (省略)</p> <p>(事例34) 独占販売者により輸入される貨物 (自動車) の課税価格</p>  <p><b>【事実関係】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本邦の自動車卸売業者B (買手B) は、E国の自動車製造業者S (売手S) との間で本邦におけるS社製自動車の独占販売契約を締結している。</li> <li>2. 買手Bと売手Sは、独占販売契約において以下の条項に合意している。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 売手Sは、本邦におけるS社製自動車についての独占販売権を買手Bに許諾する。</li> <li>(2) 売手Sと買手Bは、市場動向と需要予測を基に、本邦における当該自動車の希望小売価格を毎年設定する。</li> <li>(3) 買手Bは、上記希望小売価格を基に、当該自動車の購入価格について売手Sと交渉を行う。</li> <li>(4) 売手Sは、買手Bによる当該自動車の2台以上の注文に対し、仕入書上で買手Bの購入価格から10%の数量値引きを与える。</li> <li>(5) 買手Bは、その業務をすべて自己の計算で行う。売手Sは、買手Bに</li> </ol> </li> </ol>	<p>(事例5) ~ (事例33) (同左)</p> <p>(事例34) 独占販売者により輸入される貨物 (自動車) の課税価格</p>  <p><b>【事実関係】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本邦の自動車卸売業者B (買手B) は、E国の自動車製造業者S (売手S) との間で本邦におけるS社製自動車の独占販売契約を締結している。</li> <li>2. 買手Bと売手Sは、独占販売契約において以下の条項に合意している。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 売手Sは、本邦におけるS社製自動車についての独占販売権を買手Bに許諾する。</li> <li>(2) 売手Sと買手Bは、市場動向と需要予測を基に、本邦における当該自動車の希望小売価格を毎年設定する。</li> <li>(3) 買手Bは、上記希望小売価格を基に、当該自動車の購入価格について売手Sと交渉を行う。</li> <li>(4) 売手Sは、買手Bによる当該自動車の2台以上の注文に対し、仕入書上で買手Bの購入価格から10%の数量値引きを与える。</li> <li>(5) 買手Bは、その業務をすべて自己の計算で行う。売手Sは、買手Bに</li> </ol> </li> </ol>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>よる当該自動車の販売に関連して生じる損失について、顧客の債務不履行を含め、買手Bにその補償を行わない。</p> <p>3. 上記独占販売契約の締結後、買手Bは、本邦の自動車販売業者A（顧客A）に販売するため、売手SからS社製自動車2台を購入する。買手Bと売手Sとの売買はFOB建てで行われ、買手Bは船積み後に貨物の所有権を取得し、危険を負担することとされている。</p> <p>4. 売手Sから買手Bに送付された仕入書の価格は、S社製自動車2台分の購入価格である200万円から上記契約に基づき10%（20万円）が値引きされた180万円であり、買手Bは、貨物代金として180万円を売手Sに支払う。</p> <p>5. 買手Bは、上記輸入貨物に係るE国から本邦までの運送について自ら手配し、当該運送に係る海上運賃及び保険料50万円を負担している。</p> <p>6. 買手Bは、輸入した当該S社製自動車2台を、顧客Aに400万円で販売する。</p> <p>7. なお、売手Sと買手Bの間には、関税定率法施行令第1条の8第4号に規定する関係以外の特殊関係は存在しないことが確認されている。</p> <p>(注) 上記の費用の額及び価格は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。</p> <p><b>【問】</b> 上記輸入貨物の課税価格は、どのように計算されるか。</p> <p><b>【答】</b></p> <p>1. 本事例では、以下の事実が明らかとなっている。</p> <p>(1) 買手Bは、独立した法人である。</p> <p>(2) 買手Bは、船積み後に売手Sから輸入貨物の所有権を取得し、危険を負担する。</p> <p>(3) 買手Bは、顧客Aによる債務不履行の危険を負担する。</p> <p>2. 上記の事実を踏まえると、<u>売手Sと買手Bとの間に上記輸入貨物の売買が存在し、また、買手Bは、外国から本邦へ引き取るために売手Sから当該貨物を購入し、当該売買に基づき現実に当該貨物を輸入していることから、売手Sと買手Bとの間の売買は、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められる。</u></p> <p>3. また、買手Bと売手Sとの間で締結されている独占販売契約の条項は、通常の商慣行に一致するものであり、関税定率法施行令第1条の8第4号</p>	<p>よる当該自動車の販売に関連して生じる損失について、顧客の債務不履行を含め、買手Bにその補償を行わない。</p> <p>3. 上記独占販売契約の締結後、買手Bは、本邦の自動車販売業者A（顧客A）に販売するため、売手SからS社製自動車2台を購入する。買手Bと売手Sとの売買はFOB建てで行われ、買手Bは船積み後に貨物の所有権を取得し、危険を負担することとされている。</p> <p>4. 売手Sから買手Bに送付された仕入書の価格は、S社製自動車2台分の購入価格である200万円から上記契約に基づき10%（20万円）が値引きされた180万円であり、買手Bは、貨物代金として180万円を売手Sに支払う。</p> <p>5. 買手Bは、上記輸入貨物に係るE国から本邦までの運送について自ら手配し、当該運送に係る海上運賃及び保険料50万円を負担している。</p> <p>6. 買手Bは、輸入した当該S社製自動車2台を、顧客Aに400万円で販売する。</p> <p>7. なお、売手Sと買手Bの間には、関税定率法施行令第1条の8第4号に規定する関係以外の特殊関係は存在しないことが確認されている。</p> <p>(注) 上記の費用の額及び価格は、現実の取引に基づくものではなく、便宜上設定した架空のものである。</p> <p><b>【問】</b> 上記輸入貨物の課税価格は、どのように計算されるか。</p> <p><b>【答】</b></p> <p>1. 本事例では、以下の事実が明らかとなっている。</p> <p>(1) 買手Bは、独立した法人である。</p> <p>(2) 買手Bは、船積み後に売手Sから輸入貨物の所有権を取得し、危険を負担する。</p> <p>(3) 買手Bは、顧客Aによる債務不履行の危険を負担する。</p> <p>2. 上記の事実を踏まえると、<u>売手Sと買手Bとの間の売買は、上記輸入貨物を外国から本邦に向けて輸出することを目的として行われており、当該売買により当該貨物は外国から本邦へ現実に輸出されていることから、関税定率法第4条第1項に規定する「輸入取引」と認められる。</u></p> <p>3. また、買手Bと売手Sとの間で締結されている独占販売契約の条項は、通常の商慣行に一致するものであり、関税定率法施行令第1条の8第4号</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p>に規定する特殊関係の存在を示すものではなく、関税定率法第4条第2項第1号に規定する制限又は同項第2号に規定する条件にも該当しない。</p> <p>4. したがって、上記輸入貨物の課税価格は、関税定率法第4条第1項の規定により計算されることとなる。具体的には、買手Bから売手Sへの現実支払価格（180万円）に、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要した費用（50万円）を加算した額が、上記輸入貨物の課税価格（230万円）となる。</p> <p><b>【関係法令通達】</b> 関税定率法第4条、関税定率法施行令第1条の8、関税定率法基本通達4-2、同基本通達4-18</p> <p>注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。</p> <p>（事例35）～（事例40）（省略）</p>	<p>に規定する特殊関係の存在を示すものではなく、関税定率法第4条第2項第1号に規定する制限又は同項第2号に規定する条件にも該当しない。</p> <p>4. したがって、上記輸入貨物の課税価格は、関税定率法第4条第1項の規定により計算されることとなる。具体的には、買手Bから売手Sへの現実支払価格（180万円）に、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要した費用（50万円）を加算した額が、上記輸入貨物の課税価格（230万円）となる。</p> <p><b>【関係法令通達】</b> 関税定率法第4条、関税定率法施行令第1条の8、関税定率法基本通達4-2、同基本通達4-18</p> <p>注記 本事例は、上記事実関係を前提とした一般的な答えであり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではなく、納税者が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この答えと異なる課税関係が生ずることがあることに留意する。</p> <p>（事例35）～（事例40）（同左）</p>